

保健所だより

(平成 29 年 1 月号)

発行 岩手県一関保健所

電話 0191-26-1415

一関保健所からのお知らせ、イベントなどの情報を地域の方にお届けするため、「保健所だより」を発行しています。ご家族でご覧いただいたり、ご近所の集まりなどにお伝えいただくなどご活用ください。

野鳥の鳥インフルエンザについて

○岩手県内での発生状況

岩手県内では、平成 29 年 1 月 14 日現在、死亡した野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出された事例が 16 件発生（一関管内 3 件）しています。これに伴い、野鳥の重点監視が行われています。県内では、今のところ、にわとりなどの家禽類に発生は確認されておりません。

○鳥インフルエンザの人への感染

感染した鳥と濃密な接触等がある特殊な場合を除いて、鳥インフルエンザは通常の接し方で人には感染しないと考えられています。日常生活において、過度に心配する必要はありません。

また、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はこれまでありません。

○野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、餌がとれずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んだりすることがあるので、野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

○死亡した野鳥を見つけたら

死亡した野鳥を素手で触らないでください。鳥インフルエンザに感染していなくても、体内や羽毛などに細菌や寄生虫等の病原体があることがあります。死亡した野鳥を見つけたら、保健所までお知らせください。

■参考：厚生労働省ホームページ 鳥インフルエンザに関する Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/qa.html>

【問い合わせ先】環境衛生課（電話 26-1412）



障害者差別解消法をご存知ですか？

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

◎不当な差別的取扱いの禁止とは？

役所、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどを禁止しています。

◎合理的配慮の提供とは？

障がいのある人は、社会の中にあるいろいろなバリアによって生活しづらいことがあります。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応をしてほしいと意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応すること、特に事業者には、対応に努めることが求められています。

このような 2 つの対応が難しい場合、障がいのある人にその理由を説明し、別の対応を提案することも含め、理解を得よう努めることが大切です。

■参考：県ホームページ 障害者差別解消法について

<http://www.pref.iwate.jp/fukushi/shougai/36806/043555.html>

【問い合わせ先】管理福祉課（電話 26-1415）



脳卒中に注意しましょう

～ ちょっとした心がけで減塩・適塩に！ ～

岩手県の「脳卒中」による死亡率は、全国と比較して高い状況にあります。死亡統計において、男女ともに全国でワースト1になった年があります。

脳卒中にならないよう、日ごろから塩分の摂りすぎに注意しましょう。

1 脳卒中とは？

脳卒中の主な種類には以下の3種類があります。

脳 梗 塞：脳の血管が詰まる病気です。脳卒中全体に占める割合が高くなっています。

脳 内 出 血：脳の細い血管が破れて出血してしまう病気です。

くも膜下出血：血管の分岐部分に動脈瘤というコブができて、突然破裂して出血してしまう病気です。



2 主な症状は？

言葉が出てこない、体の左右どちらかの手足が動かない等の症状が出たら、その時刻を記録し、ただちに119番するなど、迷わず大至急で医療機関を受診しましょう。

3 脳卒中の原因は？

原因は様々ですが、高血圧、糖尿病及び喫煙は脳卒中に大きなリスクがあるとされています。

4 予防方法は？

予防のためには血圧を適正に保つ必要があります。そのために、減塩や適塩を心がけることが大切です。

■参考：県ホームページ 脳卒中について

http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/006/939/h261nousotttyusiboutoukei.

【問い合わせ先】保健課（電話 26-1415）

◎保健所には次の相談窓口があります（お問い合わせ 電話：0191-26-1415、FAX：0191-26-3565）

- ・**医療相談**…保健所や主な病院は、医療に関する相談窓口を設置し、相談内容について関係機関と連携して対応します。（祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで）
- ・**福祉に関する相談**…配偶者暴力（DV）相談、母父子世帯及び寡婦世帯からの相談、ろうあ者・盲ろう者の相談・手話通訳、ひとにやさしい駐車場利用証の交付を行っています。（祝日、年末年始を除く平日の9時から16時まで）
- ・**女性健康相談**…妊娠や不妊などの婦人科関係の相談など、女性の健康についての相談に応じます。（祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の8時半から17時まで）
- ・**こころの健康相談**…心の問題について、専門の医師が相談に応じます。
○開催日：毎月第1木曜日（1月は第2木曜日に開催）
○開催会場（1月以降）：一関保健所（2月2日）、旧千厩地区合同庁舎（3月2日）
- ・**血液検査**…予約が必要になりますので、事前にお電話でご連絡ください。
検査日時は、原則毎月第2火曜日の11時から12時までで、費用は無料です。
- ・**飼犬、飼猫の相談**…犬や猫についての動物愛護相談を受け付けています。飼主の方、これから飼主になろうとする方からの相談、問い合わせにお答えします。（祝日、年末年始を除く平日の8時半から17時まで）
- ・**食品営業相談**…飲食店など営業許可の相談を受け付けています（毎週水・金曜日の9時から16時半まで）。事前にお電話でご連絡ください。

◎地域や事業所で出前講座を開催します！

一関保健所では出前講座の申込を受け付けています。出前講座は、地域の皆様の健康づくりや疾病予防を支援するために行っているもので、費用はかかりません。内容は、病気に関することや生活習慣病予防について、心の健康についてなどです。申込を希望する場合は保健所までお問い合わせください。

■県南広域地方振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター・一関保健所

住所：〒021-8503 一関市竹山町7-5

電話：0191-26-1415 FAX：0191-26-3565

ホームページアドレス：http://www.pref.iwate.jp/kennan/ichi_hoken/index.html

